毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
3月28日
（火曜日）

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
山口県卸売市場整備計画の公表（ぶちうまやまぐち推進課）……四
道路の区域の変更（道路整備課）……四
道路の供用の開始（道路整備課）……四
道路の位置の指定（建築指導課）……五
山口市黄金町地区市街地再開発組合の設立の認可（住宅課）……五
○公告
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）……五
県営田代尻地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……六
公共測量の実施の終了（監理課）……六
○公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正（二件）……六
○漁管委告示
漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示……七
○雑報
県報の正誤（平成十五年十月二十四日山口県公告（六五一））……八

山口県告示第百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年三月二十八日から同年四月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村岡嗣政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　新日鐵住金ステンレス株式会社
住　所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号
二　工場又は事業場の名称及び所在地
名　称　新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地　光市大字島田三四三四番地
三　特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する焼入れ施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
四　変更しようとする事項の内容
特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
㈠　種類、構造及び使用時間間隔等

種類		構造				使用の方法		
項目		能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
六一―ニ	変更前	（t／時）九	（既設）			連続	二四時間	変動なし
	変更後	一五	平成二九、五、八	平成二九、五、二七	平成二九、五、二八	〃	〃	〃
七四	変更前	二一、五〇〇（m³／日）	（既設）			〃	〃	〃
	変更後	〃				〃	〃	〃

備考　「六一―ニ」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する焼入れ施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をい

う。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	項目			汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量（m³）	
				水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
六一―二	変更前	七・七	五・六～八・六	七・二	五・六～九・六	二二	二七	一五	三〇	二二二	二八二	〇・五	一	一二、三八八	一五、九二八
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、五一二	一、二六〇
七四	変更前	七・七	五・六～八・六	七・二	五・六～九・六	二二	二七	一五	三〇	二二二	二八二	〇・五	一	一二、三八八	一五、九二八
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、二六〇	一六、一八〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目			汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量（m³）	
				水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		鉱油類（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）		
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
共同処理施設	処理前	変更前	二	一～三	五・六～九	五三	九七	二五三	三、四三六	五三	二二二	二八二	一・五	三・五	一二、七八七	一六、三三二
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六、五八三
	処理後	変更前	七・二	五・六～九	二二	二七	一五	三〇	三	〃	〃	〃	〇・五	一	一二、三八八	一五、九二八
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六、一八〇
脱窒処理設備	処理前	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五、九二八
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六、一八〇
	処理後	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四〇	二一五	〃	一二、二〇二	一五、七二一
		変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五、九七三

(四) 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口		No.1 排水口		No.2 排水口		No.3 排水口		No.4 排水口		No.5 排水口		No.7 排水口		No.8 排水口		No.9 排水口		No.10 排水口	
項目		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
排出水の汚染状態の値 水素イオン濃度（水素指数）	通常	七・四	〃	〃	〃	〃	〃	七・五	〃	〃	〃	八・二	〃	〃	〃	八	〃	六・二	
	最大	八・五〜五	〃	九〜五	〃	〃	〃	八・五〜五	〃	九〜五	〃	八・五〜七	〃	〃	〃	九〜五	〃	八・五〜五	
化学的酸素要求量（mg／ℓ）	通常	七	〃	一四・五	〃	〃	〃	一一	〃	一一・六	〃	二	〃	〃	〃	一〇	〃	二	
	最大	一〇	〃	二〇	〃	〃	〃	一六	〃	一四・九	〃	三	〃	〃	〃	二〇	〃	五	
浮遊物質量（mg／ℓ）	通常	一〇・六	〃	二二・五	〃	〃	〃	一六・九	〃	一四	〃	四	〃	〃	〃	四〇	〃	一	
	最大	三〇	〃	四〇	〃	〃	〃	四〇	〃	三六	〃	九	〃	〃	〃	四〇	〃	五	
鉱油類（mg／ℓ）	最大	四・五	〃	〃	〃	〃	〃	三・八	〃	四・四	〃	検出せず	〃	〃	〃	五	〃	〇・五	
窒素（mg／ℓ）	通常	二〇	〃	六〇	〃	〃	〃	二五	〃	五	〃	二	〃	〃	〃	五	〃	三	
	最大	六〇	〃	一〇一	〃	〃	〃	六〇	〃	二〇	〃	四	〃	〃	〃	一〇	〃	一〇	
燐（りん）（mg／ℓ）	通常	〇・三	〃	〇・四	〃	〃	〃	〃	〃	〇・三	〃	〇・二	〃	〃	〃	一	〃	〇・二	
	最大	〇・六	〃	〇・八	〃	〃	〃	〇・七	〃	〇・六	〃	〇・四	〃	〃	〃	二	〃	〇・四	
排出水の一日当たりの量（m³）	通常	五、八四九	〃	一〇、〇三一	〃	〃	一六、三六〇	一八、一〇〇	〃	九三四	〃	一七五、二〇〇	〃	一七六、八八〇	〃	—	〃	二二〇	
	最大	七、八四一	〃	一一、三四五	一一、四四一	一八、六六三	一八、五〇七	二四、六四九	〃	二、〇〇一	〃	一七五、二〇〇	〃	一七八、五六〇	〃	四三〇、〇〇〇	〃	二二〇	

山口県告示第百二十四号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定により、平成三十二年度を目標年度とする山口県卸売市場整備計画を定めたので、次の要領により公表する。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　山口県卸売市場整備計画の内容

縦覧に供する山口県卸売市場整備計画書のとおり

二　縦覧の場所

山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課

山口県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　県道

路　線　名　岩国大竹線

道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
岩国市小瀬字沖原二八二の三地先から同市小瀬　同字三〇六の一地先まで	旧	最狭 四・四 最広 八・六	二二四・二	
岩国市小瀬字沖原二八二の三地先から同市小瀬字源次郎迫三九六の一地先まで	新	最狭 八・〇 最広 三二・〇	二九三・八	道路改良工事及び小瀬川河川改修工事に伴う橋りょう整備工事の完了による。

道路の種類　県道

路　線　名　北中山岩国線

道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
岩国市小瀬字墨屋堂四八〇の三地先から同市小瀬字沖原三〇六の一地先まで	旧	最狭 四・〇 最広 五・〇〇	一五四・〇	
岩国市小瀬字沖原三〇六の一地先から同市小瀬　同字二八二の三地先まで	旧	最狭 四・四 最広 八・〇	一九三・五	県道岩国大竹線の道路の区域（重用）
岩国市小瀬字墨屋堂四八〇の三地先から同市小瀬字源次郎迫三九六の一地先まで	新	最狭 六・〇 最広 二〇・六	八三・四	道路改良工事の完了による。
岩国市小瀬字源次郎迫三九六の一地先から同市小瀬字沖原二八二の三地先まで	新	最狭 八・〇 最広 二四・五	二五八・四	県道岩国大竹線の道路の区域（重用）

山口県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道岩国大竹線	岩国市小瀬字沖原二八二の三地先から同市小瀬字源次郎迫三九六の一地先まで	平成二十九年三月三十一日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道北中山岩国線	岩国市小瀬字墨屋堂四八〇の三地先から同市小瀬字源次郎迫三九六の一地先まで	平成二十九年三月三十一日

山口県告示第百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定年月日
下松市清瀬町一丁目二六七の一七	四・〇	四〇・〇	平成二九、三、一七

山口県告示第百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき、山口市黄金町地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　市街地再開発組合の名称
　山口市黄金町地区市街地再開発組合
二　施行地区
　山口市黄金町の一部
三　事務所の所在地
　山口市道場門前一丁目一番一八号
四　設立認可の年月日
　平成二十九年三月二十八日
五　事業施行期間
　平成二十九年三月二十八日から平成三十二年六月三十日まで
六　事業年度
　毎年四月一日から翌年三月三十一日（初年度にあっては、平成二十九年三月二十八日から同月三十一日まで）
七　公告の方法
　事務所の掲示場に掲示する。
八　個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
　個別利用区は、定めない。
九　権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
　平成二十九年四月二十六日まで

（八九） 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年三月二十八日から同年七月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　ゆめタウン南岩国
　所在地　岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号
二　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　名　称　株式会社イズミ
　住　所　広島市東区二葉の里三丁目三番一号
　代表者の氏名　山西　泰明
　株式会社ジュンテンドー
　住　所　島根県益田市下本郷町二〇六の五
　代表者の氏名　飯塚　正
三　変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	九二〇台	八二五台
駐車場の自動車の出入口の数	一四箇所	一六箇所

四　届出年月日
　平成二十九年三月十日
五　変更年月日
　平成二十九年十一月十一日

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　ゆめタウン南岩国
　所在地　岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号
二　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　名　称　住　所　代表者の氏名
　株式会社イズミ　広島市東区二葉の里三丁目三番一号　山西　泰明
　株式会社ジュンテンドー　島根県益田市下本郷町二〇六の五　飯塚　正
三　変更に係る事項
　駐輪場の位置
四　届出年月日
　平成二十九年三月十日
五　変更年月日
　平成二十九年十一月十一日

（九〇） 県営田代尻地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営田代尻地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　縦覧に供する書類
　県営田代尻地区農村地域防災減災事業計画書の写し
二　縦覧の期間
　平成二十九年三月二十九日から同年四月十七日まで
三　縦覧の場所
　山口県農林水産部農村整備課

（九一） 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年三月二十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類
　公共測量（基準点測量）
二　作業の地域
　長門市仙崎及び東深川
三　作業の期間
　平成二十八年十一月七日から平成二十九年二月二十八日まで

公安委員会告示

山口県公安委員会告示第九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部大内交番の項所管区の欄中「大内姫山台」の下に「、大内千坊一丁目、大内千坊二丁目、大内千坊三丁目、大内千坊四丁目、大内千坊五丁目、大内千坊六丁目、大内中央一丁目、大内中央二丁目」を加え、同表山口県山陽小野田警察署

の部セメント町交番の項所管区の欄中「大学通一丁目」の下に「、大学通二丁目（西の浜警察官駐在所の所管区を除く。）」を加え、同部西の浜警察官駐在所の項所管区の欄中「波瀬一丁目」の下に「、大学通二丁目（須恵東に限る。）」を加え、同表山口県下関警察署の部幡生交番の項所管区の欄中「西大坪町」の下に「、幡生新町」を加える。

山口県公安委員会告示第十号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

山口県公安委員会

表山口県柳井警察署の部周防大島幹部交番の項所管区の欄中「大字椋野」の下に「、大字日前、大字土居、大字油良、大字浮島」を加え、同部余田警察官連絡所の項の次に次のように加える。

和田警察官連絡所	大島郡周防大島町大字和田
日良居警察官連絡所	大島郡周防大島町大字日前

表山口県柳井警察署の部和田警察官駐在所の項を削り、同部森野警察官駐在所の項所管区の欄中「のうち」の下に「大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、」を加え、同部日良居警察官駐在所の項を削り、同表山口県下松警察署の部久保警察官連絡所の項を削る。

山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年三月二十八日

山口県内水面漁場管理委員会

会長　酒井治己

一　指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一)　下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

(二)　防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと連接して一体を成す水面

(三)　佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰（えん）堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと連接して一体を成す水面

(四)　防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと連接して一体を成す水面

(五)　河内川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

(六)　南若川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

(七)　椹野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと連接して一体を成す水面

(八)　井関川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

(九)　厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと連接して一体を成す水面

(十)　粟野川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

(十一)　掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと連接して一体を成す水面

(十二)　阿武川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面

二　指示の有効期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

雑報

正誤

平成十五年十月二十四日山口県公告（六五一）（大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出）

ページ	段	箇所	誤			正		
九	上	表中	株式会社フジ	〃	〃	有限会社靴のパリー	〃	〃
						株式会社ローズ	〃	〃
						株式会社フジ	〃	〃
一〇	上	表中	メガネの田中チェーン株式会社	〃	〃	メガネの田中チェーン株式会社	〃	〃
						有限会社靴のパリー	〃	〃
						株式会社ローズ	〃	〃

平成二十九年三月二十八日印刷
平成二十九年三月二十八日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事